

## 個人番号を利用する介護保険関係の事務に関する Q&A

Q1. 申請書等書かれている代行者・代理者と異なる同一事業所の介護支援専門員が、行政窓口で事業所の代表として書類を一括して提出する事は可能か。

A. 一括して提出していただくことは可能ですが、介護保険法第二十七条第1項にある要介護認定申請以外においては、代理権の確認手続きが発生します。また、個人番号の記載が無い場合、その理由を確認させていただきます。

その際の代理人の身元確認の証明は提出者のみで良いのか。

A. 事業所を代理者と取扱いますので、窓口に来た方の身元確認を行います。

また、同一法人内にある複数の事業所の申請書等を一括して提出する事は可能か。

A. 事業所単位で受付、確認させていただきます。

Q2. 介護支援専門員の資格を持たない地域包括支援センターの職員が代行申請等の代行をおこなう際、代理人の身元確認に包括支援センター職員証を使用する事が可能か

A. 可能です。

Q3. 認知症等により判断能力が著しく低下している方で、代理権の授与の意向が確認できない方は、全て使用者としての取り扱いの対応となるのか。

A. 任意代理人の場合もありますので、すべて使用者としての取り扱いになるわけではありません。

その際、本人確認は介護保険証以外にも確認書類が必要となるのか。

A. 代理人による申請の場合は、本人の番号確認をすることとなり、原則として、本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）、本人の個

人番号が記載された住民票の写し等によって行います。代理権のない使用者による申請の場合は、本人から郵送による提出を受ける場合と同様に写しによる番号確認と身元確認を行います。

北見市が本人確認に使用する書類一覧をご参照ください。

<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2015110200040/>

Q4. 任意代理人の場合に用いる委任状の様式はあるのか。

また、任意の場合にはどのような内容が記入されていればよいのか。

A. 決まった様式はございません。委任状の内容としては、委任者と代理人（受任者）の住所・氏名、委任者の押印、委任決定日、委任事項が挙げられます。

Q5. 代理権確認の書類について、介護保険証以外の保険者が認める書類とは具体的に何か。提出時には複写物で可能か。

A. 北見市が本人確認に使用する書類一覧をご参照ください。

<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2015110200040/>

また、原本に限ります。

Q6. 認知症等が無く判断能力がある方が、マイナンバー記入を拒否した場合には介護支援専門員は代行申請をおこなう事ができるのか。本人、家族が窓口に行き申請することとなるのか。

A. 代行申請は可能です。個人番号の記載が無い場合、その理由を確認させていただきます。

Q7. 厚生労働省老健局「介護事業者等において個人番号を利用する事務について」（平成27年12月15日）のQ&A A7に「同一の給付に係る2回目以降の申請等の際には、保険者において当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととしても差し支えない」とあるが、代行申請の場合においても、新規申請以外は個人番号を求めなくて

も良いのか。

- A. 新規申請、新規申請以外に関わらず、平成 28 年 1 月 1 日以降で、同一の 2 回目以降の申請手続きの場合、申請窓口にて個人番号の記載を求めないことといたします。

Q8. 個人番号の確認の際には、口頭での確認で良いのか。

- A. 本人の番号確認は、原則として、本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行います。